

(参考) 料金変更認可申請命令に係る審査基準 (電力)

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、<ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準、<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第2弾改正法附則第16条第3項に基づく変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

<ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準

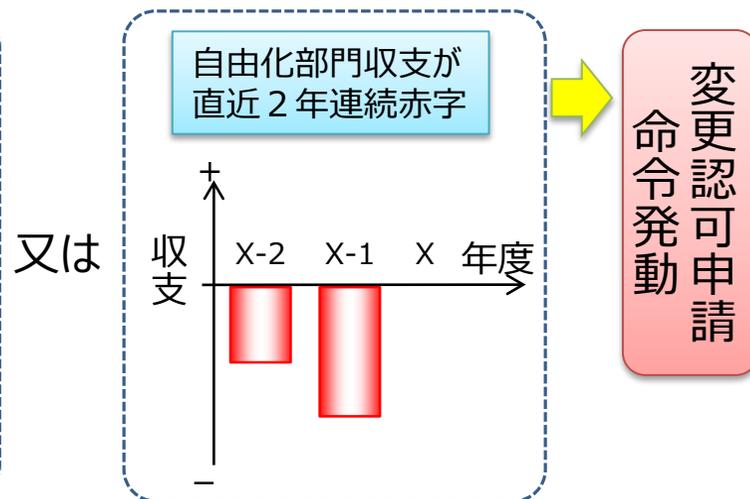
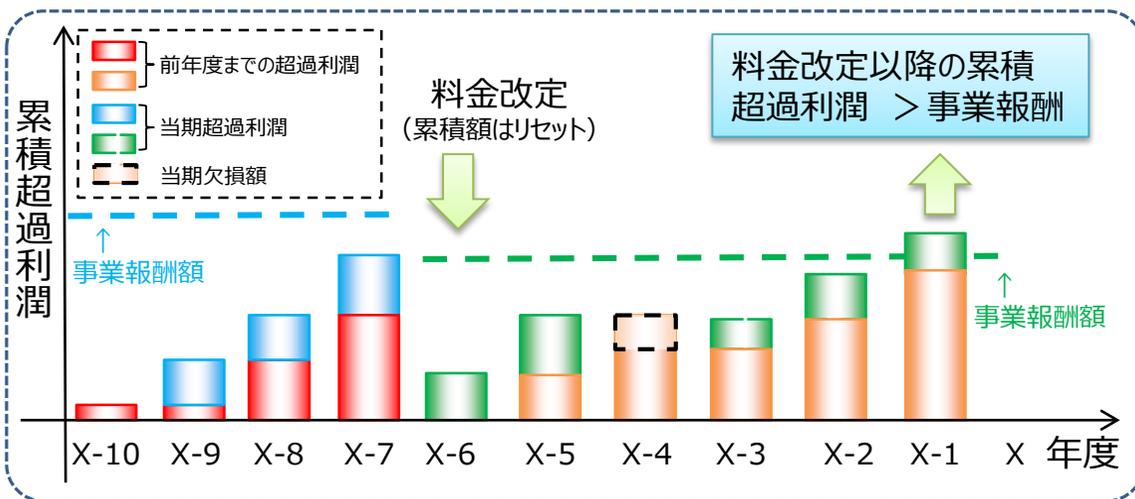
規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近3カ年度平均）
- ② 電力会社10社の規制部門における電気事業利益率（過去10カ年度平均）

➤ ①>②の場合→ステップ2へ

<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



(参考) 審査基準の適用結果 (みなし小売電気事業者)

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（関西電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令の対象となる事業者はいなかった。

(単位：億円)

審査基準 (ステップ1・2) の評価結果		北海道	東北	東EP ※1	中部	北陸	中国	四国	九州	沖縄	10社	
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準											
	3か年度平均① ※2	2.1%	4.7%	3.3%	3.5%	0.6%	0.7%	1.1%	6.0%	4.3%	-	
	10社10か年度平均②										-	2.0%
	10社10か年度の平均を上回っているか。(①>②か)	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	No	Yes	Yes	-	
ステップ2	B 規制部門の累積超過利潤による基準											
	平成28年度末超過利潤累積額③ ※3	△444	120	△2,363	△415	-	-	-	△805	△117	-	
	平成29年度超過利潤④	△102	△196	△996	△298	-	-	-	△97	△21	-	
	平成29年度末超過利潤累積額⑤ = ③ + ④	△546	△76	△3,360	△713	-	-	-	△902	△139	-	
	事業報酬額 (一定水準額) ⑥ ※4	172	342	1,268	423	-	-	-	366	59	-	
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-	
	C 自由化部門の収支 (※5) による基準											
	平成28年度⑦	+3	+593	+563	+852	-	-	-	+404	+12	-	
	平成29年度⑧	+126	+532	+653	+844	-	-	-	+310	+17	-	
2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-		
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)	No	-									

※1 平成27年度以前は旧東京電力の数値、平成28年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。

※2 各年度の規制部門の電気事業利益率 (%) の単純平均

※3 平成27年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額

※4 一定水準額：規制部門 (特定小売供給約款に係る分に限り) に相当する事業報酬額

※5 自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益

(出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)